



平成 27 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡 山 製 紙
代 表 者 名 代表取締役社長 津川 孝太郎
(コード番号 3 8 9 2 ・ J A S D A Q)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 永 井 健 司
電 話 (0 8 6 - 2 6 2 - 1 1 0 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 26 日開催予定の当社第 174 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 22 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 29 条(社外監査役との責任限定契約)に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 22 条(社外取締役の責任限定契約)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (社外監査役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役との責任限定契約) 第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 8 月 26 日(水)
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 8 月 26 日(水)

以 上